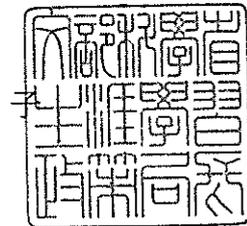


27文科生第276号  
平成27年7月28日

各 都 道 府 県 知 事  
各都道府県教育委員会教育長  
専修学校を置く各国立大学長 殿  
厚生労働省医政局長  
厚生労働省社会・援護局長

文部科学省生涯学習政策局長  
河 村 潤



(印影印刷)

公職選挙法等の一部を改正する法律の公布に伴う専修学校等における  
周知啓発等について（依頼）

標記について、本年6月17日に「公職選挙法等の一部を改正する法律」（以下「改正法」という。）が成立し、6月19日に公布されました。

改正法により、公職選挙法に定める選挙権を有する者の年齢が現在の満20年以上から満18年以上に引き下げられるなどの改正が行われました。改正法は、平成28年6月19日に施行され、施行日後に初めて行われる国政選挙（衆議院議員の総選挙又は参議院議員の通常選挙）の公示日以後にその期日を公示され又は告示される選挙等から適用されることとなり、適用される選挙期日の翌日以前に18歳の誕生日を迎える生徒は、選挙権を有することになります。

改正法の施行に当たっては、新たに投票の権利を得る者をはじめとして若者の政治参加意識の向上に資するための取組等を関係者が協力して進めていくことが重要となります。総務省からも、当省に対し、別添1のとおり依頼があるとともに、別途、総務省から各自治体の選挙管理委員会に対し、専修学校等と連携した取組について別添2のとおり依頼されています。

このような観点から、専修学校及び各種学校（以下「専修学校等」という。）においては、選挙管理委員会や選挙啓発団体とも必要な連携を図りながら、今回の改正法に関して、入学時のオリエンテーション等の機会を通じた生徒への周知や、選挙や政治参加に関する内容を含む授業の実施、選挙管理委員会におけるボランティアやインターンシップの紹介・斡旋、生徒の政治参加意識の向

上等に向けた啓発活動等について、生徒の発達段階や学校の実態等も踏まえつつ、積極的な取組を進めていくことが期待されています。

については、各都道府県知事及び各都道府県教育委員会教育長におかれては、所管又は所轄の専修学校等に対して、管下に専修学校を置く各国立大学長におかれては、管下の専修学校に対して、厚生労働省医政局長及び社会・援護局長におかれては、所管の専修学校に対して、このことについて周知し、啓発活動等の取組の充実について、御協力いただきますようお願いいたします。

(添付資料)

別添 1 : 「公職選挙法等の一部を改正する法律の公布に伴う主権者教育等の充実及び周知啓発について (依頼)」 (平成 27 年 7 月 17 日総行管第 216 号)

別添 2 : 「公職選挙法等の一部を改正する法律の公布に伴う主権者教育等の充実及び周知啓発について (依頼)」 (平成 27 年 7 月 17 日総行管第 217 号)

**【担当】**

文部科学省生涯学習政策局生涯学習推進課

専修学校教育振興室専修学校第一係 (春田、江森)

TEL:03-5253-4111 (内線:2915)

総行管第 2 1 6 号  
平成 2 7 年 7 月 1 7 日

文部科学省生涯学習政策局長  
河村 潤子 様

文部科学省初等中等教育局長  
小松 親次郎 様

文部科学省高等教育局長  
吉田 大輔 様

総務省自治行政局選挙部長  
稲山 博司

公職選挙法等の一部を改正する法律の公布に伴う主権者教育等の充実  
及び周知啓発について（依頼）

公職選挙法等の一部を改正する法律（以下、「改正法」という。）については、  
本年 6 月 1 7 日に成立し、6 月 1 9 日に公布されました。

改正法の成立に伴い、公職の選挙の選挙権を有する者の年齢について、年齢  
満 2 0 年以上から年齢満 1 8 年以上に改めることとされ、公布の日から起算し  
て 1 年を経過した日の施行日後初めて行われる国政選挙（衆議院議員の総選挙  
又は参議院議員の通常選挙）の公示日以後のその期日を公示又は告示される選  
挙から適用することとされました。

改正法の施行に当たっては、今回の改正による選挙権年齢の引下げが、選挙  
制度改革の中でも非常に大きな改正であることを踏まえ、新たに投票の権利を  
得る若者の政治参加意識の向上に取り組むとともに、広く国民に対して周知を  
図ることが重要となります。

なお、参議院政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会における附帯  
決議においても、政府は、「主権者教育及び若者の政治参加意識の促進に向けた  
諸施策を速やかに実施するとともに、その一層の充実を図ること」及び「速や  
かにかつ幅広く国民への周知啓発活動を行うこと」とされました。

つきましては、貴職所管の教育機関におきまして、選挙管理委員会や選挙啓  
発団体と連携し、主権者教育及び若者の政治参加意識を促進する取組の一層の  
充実を図っていただくとともに、学生・生徒等に対する周知啓発にご協力いた  
だきますようお願い申し上げます。

【連絡先】

総務省自治行政局選挙部管理課  
担当 中倉  
電話 03-5253-5574

総行管第 2 1 7 号  
平成 2 7 年 7 月 1 7 日

各都道府県選挙管理委員会書記長 殿

総務省自治行政局選挙部管理課長  
(公 印 省 略)

公職選挙法等の一部を改正する法律の公布に伴う主権者教育等の充実  
及び周知啓発について (依頼)

日頃より、選挙に係る啓発活動に御協力いただき、ありがとうございます。

さて、去る 6 月 1 7 日に、公職選挙法等の一部を改正する法律 (以下、「改正法」という。) が成立し、6 月 1 9 日に公布されました。

改正法の成立に伴い、公職の選挙の選挙権を有する者の年齢について、年齢満 2 0 年以上から年齢満 1 8 年以上に改めることとされ、公布の日から起算して 1 年を経過した日の施行日後初めて行われる国政選挙 (衆議院議員の総選挙又は参議院議員の通常選挙) の公示日以後のその期日を公示又は告示される選挙から適用することとされました。

改正法の施行に当たっては、今回の改正による選挙権年齢の引下げが、選挙制度改革の中でも非常に大きな改正であることを踏まえ、新たに投票の権利を得る若者の政治参加意識の向上に取り組むとともに、広く国民に対して周知を図ることが重要となります。

なお、参議院政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会における附帯決議においても、政府は、「主権者教育及び若者の政治参加意識の促進に向けた諸施策を速やかに実施するとともに、その一層の充実を図ること」及び「速やかにかつ幅広く国民への周知啓発活動を行うこと」とされました。

こうした状況を踏まえ、総務省においては、文部科学省と連携し、政治参加に関する教育のための高校生向け副教材を作成しているところであり、また、選挙権年齢の引下げに関し、広報誌・ホームページ等を利用した啓発を行うとともに、周知ポスター及びリーフレットの作成、シンポジウムやワークショップの開催などを予定しているところです。

つきましては、小・中・高等学校等、それらを所管する貴都道府県及び市町村の教育委員会等の関係部局並びに選挙啓発団体とも十分に連携し、主権者教育の一層の充実を図っていただくとともに、大学、専修学校等と連携し、キャンパス内での期日前投票所の設置や学生等の投票・啓発事務への参画など、若

者の政治参加意識を促進する取組の一層の充実、広報誌の活用等による周知啓発にご協力いただきますようお願いいたします。

なお、別添のとおり、当省より文部科学省に対し協力依頼を行うとともに、文部科学省から都道府県教育委員会、大学及び専修学校等の関係機関に対しても、同趣旨の通知がされる予定であることを申し添えます。

また、貴都道府県内の各市町村の選挙管理委員会に対しても、格別の御配慮をお願いします。

**【連絡先】**

総務省自治行政局選挙部管理課

担当 中倉

電話 03-5253-5574